

指定給水装置工事事業者指定申請 提出書類一覧

【提出書類】

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書
2. 別表(機械器具調書) ※機械器具の写真を添付すること

以下の機械器具を有する者であること。

- ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- ② やすり、パイプねじ切り機その他の管の加工用の機械器具
- ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ④ 水圧テストポンプ

3. 誓約書

次のいずれにも該当をしない者であること。

- イ. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
- ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ. この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ニ. 水道法第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ. 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

4. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
5. 給水装置工事主任技術者免許状の写し、又は給水装置主任技術者証の写し
6. 事業所の案内図及び事業所・作業所の写真 ※更新の場合は省略可
7. 指定給水装置工事事業者確認事項調査票
8. その他
 - 【法人の場合】 定款(または寄附行為)及び登記事項証明書
 - 【個人の場合】 住民票(世帯一部)の写し(外国人であれば在留カードの写し)

※ 登録手数料20,000円(更新の場合は10,000円)は、登録証交付時に納入してください。